

七 職首等為

後業員、合致制ニスル事

八 前各項ノ實施ハ昭和九年八月一日ヨリ

我々ハ時代ノ趨勢ニ鑑ミ各項ノ速カニ承認セラルン事ヲ期シ

コ、ニ以テ血判連書陳情ニ及候也

祖田答ハ本日ヨリ向フ三月間以内之ニ為ル

七月廿三日

五十嵐利晴 (印)

大野健吉 (印)

小林義公 (印)

工菱花代司 (印)

山本義雄 (印)

並木市藏殿



労組第一七四三

昭和九年八月四日

警視總監 藤 昭 左 平

内務大臣 後 藤 文 天 殿  
社 會 局 長 官 殿

品川娛樂館、大森日遊館 (取調)ノ  
勞働爭議ニ關スル件 第一報、發生

發生七、三ノ解決九十八  
使用勞働者三四内五十三  
爭議參加者 七  
關係勞働組合日本歌島人同志

8.83  
5798

品川娛樂館、大森日遊館 (取調)ノ  
勞働爭議ニ關スル件 第一報、發生  
品川娛樂館、大森日遊館 (取調)ノ  
勞働爭議ニ關スル件 第一報、發生

標記映画館ニ勞働爭議發生セルカ 狀況左記ノ通

①